

キャラクター活用による魅力発信事業業務委託仕様書

1 目的

一般市民との接触度やメディア等への訴求力が高いシンボルキャラクター「みやざき犬」及び宮崎だいすきポケモン「ナッシー」の着ぐるみを活用して、県内外に宮崎の観光や食、県産品等の「日本のひなた宮崎県」が持つ様々な魅力を印象強く発信し、宮崎の知名度や好感度を向上させる。

2 事業の概要

- (1) 県内外で開催する行事等へのキャラクター出演を通したPR及び「みやざき犬」としての活動（メディア出演を含む。）
- (2) 「みやざき犬」のSNS等を活用したキャラクターの広報活動、本県の総合的な情報発信
- (3) 企画提案

3 業務委託期間

業務委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 業務委託内容

- (1) 県内外で開催する行事等へのキャラクター出演を通したPR及び「みやざき犬」としての活動（メディア出演を含む。）

県の主催又は市町村・団体等からの派遣依頼によるイベントや啓発キャンペーンなどへの出演やみやざき犬としての活動を週5日程度行うこと。

なお、出演及び活動総数の3割程度以上は、「みやざき犬」3体が同時に活動すること。

ア 県外で開催される行事等への場合

- ・県が主催するイベントやキャンペーン、市町村・団体等からの派遣依頼のあった宮崎の魅力発信ができるイベントへの出演を30日以上行うこと。
- ・民間企業等からの直接の派遣依頼については、派遣依頼主が派遣に係る費用を全額負担する。
- ・宮崎で確保しているスタッフを3回以上（活動地：首都圏、関西圏、北部九州など）活動地に派遣すること。

イ テレビ等メディア出演

- ・週に2日、県政番組への収録出演（原則として「みやざき犬」の着ぐるみ1体）を行うほか、月に1回以上メディア収録等を行うこと。
- ・活動予定については以下のとおり。

活動日 毎週火曜日・・・「おしえて！みやざき」（MRT）

毎週水曜日・・・「みやざきゲンキTV」（UMK）

※県政番組の収録日程は変更することがある。

活動場所 宮崎市内での収録を想定

(2) 「みやざき犬」のSNS等を活用したキャラクターの広報活動、本県の総合的な情報発信

ア 「みやざき犬」の公式ホームページにおいて活動予定情報の更新を行うこと。

イ 「みやざき犬」の公式SNSにおいて、定期的な動画や写真の撮影・配信を行うこと。

ウ 観光推進課所管のSNS配信について協力すること。

エ ファンレターや年賀状等に対する返信や、オンラインでのファンミーティングなどを行い、活動状況の周知や情報発信など、新たなファンの獲得に努めること。

オ 本県の知名度や好感度を高めるため、新たな取組みを取り入れながら観光や食、スポーツなどの様々な魅力や情報を総合的に情報発信すること。

(3) 企画提案

本業務の費用の範囲内で「1 目的」を達するに当たり最大限の効果が得られると考える企画を提案すること。

ア 必須提案

- ・「みやざき犬」を活用したPR提案

イ 任意提案

- ・「日本のひなた宮崎県」プロモーションと連動した、県内外への「日本のひなた宮崎県」の情報発信やPR・普及に資する提案

- ・今後、「みやざき犬」が県外・国外へ更に展開していくために有効と考えられる提案

- ・キャラクターと県民・企業等とのコラボに関する提案

- ・メディア等への多くの露出が期待できる提案

- ・キャラクターの知名度や人気の向上が期待される提案 など

5 留意事項

「4 業務委託内容」に記載する業務を実施する際の留意事項は、次のとおり。なお、契約の際に、別途詳細を提示する。

(1) 派遣について（共通事項）

ア 派遣や出演に係る連絡調整、スケジュール調整、活動状況報告を行うこと。

イ 連絡調整に必要な通信環境（電話・FAX及びEメール送受信可能なパソコン）を用意すること。

ウ 着ぐるみ1体以上に対しアテンドを最低1名は同行させ、キャラクターの動線確保などを行い、安全な派遣体制をとるよう留意すること。

エ 「みやざき犬」及び「ナッシー」は発語しない設定のため、状況に応じ、アテンド対応をすること。

オ 派遣依頼は一ヶ月までの申込みとなっているが、これ以降に申込みのあった依頼についても、可能な限り対応するよう努めること。

カ 本業務を円滑に実施するため、着ぐるみとスタッフが移動可能な車両2台（軽貨物バン車両1台、貨物ワンボックスバン1台と同規模以上のもの）を準備すること。

キ イベントでの音響設備や控え室、駐車場は、派遣依頼者が準備すること。

(2) 「みやざき犬」の派遣について

ア ステージのあるイベントにおいては、キャラクターや宮崎の紹介を行うMC役を同行させ、効果的なPRを行うこと。

イ 着ぐるみとしての実質稼働時間は、連続して30分以内（夏場は20分以内）を限度とし、それ以上の出演の場合は休憩時間を設けた上で活動すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

ウ ステージPRの構成は、キャラクターの特技であるダンスを活かし、複数回見に来た人も楽しめるよう、変化に富んだものとすることとし、ダンスを含めたパフォーマンスの維持・向上に努めること。

エ ダンスについては、オリジナルソング全8曲をステージにおいて披露できるよう習得すること（ダンス習得用のダンスDVDを貸出可能である）。

オ 「みやざき犬」のステージやSNSでの広報活動等においては、ダンスが得意という個性と、現在活動中の「みやざきキャラわん隊」の演出を踏襲し、キャラクターの個性の確立をさらに図るとともに、「日本のひなた宮崎県」プロモーションをはじめとする県の主要施策と連動し、より高い広報効果が得られるよう努めること。

カ 個別の依頼について、対応が難しい場合は、その都度、県と協議すること。

(3) 「ナッシー」の派遣について

ア 着ぐるみとしての実質稼働時間は、連続して20分以内を限度とし、それ以上の出演の場合は30分以上の休憩時間を設けた上で活動すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

イ 「ナッシー」のリードとキャスト、グリーティングに関するスタッフについては、株式会社ポケモンが指定する方法での研修を受けた人員を手配し、配置すること。なお、研修の参加に当たっては、委託者の案内に従うこと。

ウ グリーティングにおける写真撮影は、参加者ではなく、原則受託者にて撮影するものとし、状況に応じて感染対策を講ずること。

(4) 貸与物品について

本業務に使用する着ぐるみ一式は、宮崎県から受託者に貸与する。受託者は、貸与物品の保管・管理を行うこと。

ア 貸与物品は、「みやざき犬」着ぐるみ14体（一式13体、ボディのみ1体）及び着ぐるみ衣装10着を含む附属品及び輸送箱8箱（輸送箱は折りたたみ可）並びに「ナッシー」着ぐるみ一式2体及び輸送箱2箱とする。

イ 安全に保管できる場所を確保すること。

ウ 貸与する着ぐるみ及び各県外事務所（東京・大阪・福岡）保管の着ぐるみを、受託者において適切なメンテナンスやクリーニングを行い、良好な状態に保つこと。

エ 県外事務所保管の着ぐるみは、年に1回はクリーニングを行うこと。

また、貸与する着ぐるみは、必要に応じてクリーニングを行うこと。

オ 3ヶ月に1回、貸与物品の状態確認をし、メンテナンスや修理が必要かどうかの報告をすること。

カ 貸与物品が破損又は汚損した場合、軽微なものについては受託者において原状に復すること。

キ 大きな補修を要する場合については双方で協議の上、対応を決定すること。

(5) 「みやざき犬」の着ぐるみの送付について

ア 県外で着ぐるみを使用する場合に、基本的には、各県外事務所に配置している着ぐるみを使用するが、着ぐるみの指定がある場合は、県外へ着ぐるみの発送を行うこと。

イ 県外で着ぐるみを使用する場合に、イベント場所への着ぐるみ送付などの発送に係る費用を負担すること。

なお、民間企業等からの直接の派遣依頼については、派遣依頼主が着ぐるみ送付に係る費用を負担すること。

ウ 着ぐるみは、約90×80×80cmの専用の輸送箱を使用し送付すること。

(6) 活動実施中及び実施場所への移動の際は、事故がないよう万全を期すとともに、事故が発生した場合は適切に対処すること。

また、事故に備えて損害保険等に加入すること。

(7) 受託者は、イベント来場者等から要望又は苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に改善・再発防止等の措置を講ずるとともに、県に報告すること。

(8) 費用に対し最大限の効果を發揮されるよう努め、また、法令を遵守するとともに、環境、安全にも十分配慮すること。

(9) キャラクターの同一性を守るため、翌年度の受託者に対して、活動ノウハウやマ

ニュアル等の事務引継ぎを行い、円滑に事業が翌年度に継続されるよう協力すること。詳細は、6に記載するところ。

- (10) 任意提案の有無にかかわらず、「日本のひなた宮崎県」プロモーションと連動した企画費として、本業務の費用の範囲内で40万円（税込）程度を計上すること。なお、活用策については、別途県から提案し、両者で協議する。

6 前委託事業者からの引継ぎ及び後委託事業者への引継ぎ

受託者は、本業務を令和7年3月31日まで受託する事業者（以下「前委託事業者」という。）から、本業務受託開始までに、本業務に係る業務の詳細や必要な情報の引継ぎを受け、業務を切れ目なく円滑に履行できるよう努めること。その際、前委託事業者との引継ぎに際し要する費用（前委託事業者的人件費・旅費を除く。）については、受託者の負担とする。また受託者は、本業務を令和8年4月1日から受託する事業者（以下「後委託事業者」という。）に対して、令和8年4月1日までに、本業務の詳細や必要な情報の引継ぎを行うこと。その際、後委託事業者との引継ぎに際し要する費用については全て委託料に含むこととし、県は委託料以外の費用は一切負担しない。

7 委託事業に係る経費について

「4 業務委託内容」（1）から（3）までの実施に係る、本事業の実施に必要な経費を含む。

8 その他

- (1) 成果物についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果物についての電子データは、県へ提出する。
- (3) 業務実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行う。
- (4) 本仕様書について、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、別途協議する。